

平成22年度第2回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成22年7月16日（金曜日）

午後1時30分から午後4時20分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成22年度第2回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成22年7月16日（金）午後1時30分から午後4時20分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：橋本 潤子 委員 小野寺敏一 委員 伊藤 恵子 委員
風間 聡 委員 河野 達仁 委員 千葉 克己 委員
宮原 育子 委員 山本 信次 委員

欠席委員：林山 泰久 委員 両角 和夫 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成22年度第2回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

本日は現在8名の委員にご出席をいただいております。行政評価委員会条例第4条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

林山部会長におかれましては遅れる旨、両角委員におかれましては所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。まず次第、裏面が出席者名簿となっております。そして資料1「公共事業事後評価制度について」、資料2「県民意見の提出状況について」、資料3「北上川下流域下水道事業に係る追加説明資料」、資料4「現地調査について」をお配りしております。また、再評価調書のご持参をお願いしておりますが、お手元がない場合は、事務局へお申し付け下さい。

それでは、会議に入りますが、ご発言の際には机正面にございますマイクのスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフにして下さい。

本日は林山部会長が遅れて出席のため、議事の進行を暫時、橋本副部会長にお願いしたいと思います。橋本副部会長、よろしくお願いいたします。

橋本副部会長 それでは、林山部会長に代わりまして、議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。まず始めに議事録署名委員を指名いたします。名簿順で河野委員、千葉委員のお二人にお願いしたいと思います。

次に、会議の公開についてですが、宮城県行政評価委員会運営規程第5条に基づき当会議は公開とします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画などにつきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

本日の議題は5つございまして、（1）事後評価制度について、（2）県民意見の提出状況について、（3）個別事業の審議、（4）前回部会での審議事業の報告、（5）現地調査についてとなっております。

限られた時間の中での審議になりますので、円滑な議事進行ができますように、

皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、議事の（１）事後評価制度について、事務局から説明をお願いいたします。

企画・評価専門監

それでは、事後評価制度についてご説明いたします。資料１「公共事業事後評価制度について」をご覧ください。

最初に９ページをご覧ください。これは昨年度の第７回公共事業評価部会におきまして、それまで試行的に実施してきました２次事後評価についての報告を行った際に、委員の皆様からいただきましたご意見を一覧に整理したものでございます。事務局としましては、こうした委員の皆様からのご意見を踏まえながら、平成１６年度から試行してきました内容を検証し、事後評価の制度化へ向けての検討を行ってまいりましたが、このたび、その制度の内容がまとまりましたので、今回、新たな事後評価制度案として、ご提案したものでございます。

恐縮ですが、再度１ページへお戻り下さい。ここでは事後評価の目的や視点、試行の経過について整理しております。制度化に当たりましては、これらの目的や視点を吟味し、さらには現在実施している再評価事業完了報告、いわゆる１次事後評価の制度化の経緯、実施状況なども踏まえて検証し、制度化へ向けての検討を行いました。

次ページをお開き下さい。こちらには４の試行の検証としまして、試行の中で明らかとなってきた課題、それと冒頭ご説明しました公共事業評価部会からのご意見などにつきまして、整理し記載しております。

これらの事項を踏まえ、試行検証のまとめとして、（３）総括として整理をしました。制度化に向けての基本的な視点になりますので、再確認の意味で読み上げさせていただきます。

「事後評価の必要性は認識しているが、データ収集や調書作成に関わる事務的労力、外部委託する場合の予算措置等を考慮した場合、国の要領等に基づく２次事後評価は、評価手法やそれに要する費用と効果の点において課題が見受けられる。制度導入する場合は、事後評価の目的、視点を確保しつつ、効率的、効果的な評価手法確立の観点から、評価項目の再検討や事業効果の効率的な発現状況把握手法等の検討が必要であると思われる。また、既に制度化済みの再評価事業完了報告（１次事後評価）との関連性も視野に入れながら、制度化へ向けた検討が必要である。」と整理させていただきました。

３ページには、こうした検証内容を踏まえまして、具体的な検討結果を整理しております。５の検証を踏まえた制度化へ向けた検討をご覧ください。まず、（１）制度化へ向けたポイントとしましては、①２次事後評価の目的や視点は確保する。②効率的、効果的な評価項目や事業効果の発現状況把握手法等の検討を行う。③２段階方式の制度としない。④、③とも関連しますが、既に制度化済みの再評価事業完了報告（１次事後評価）の位置づけの明確化ということ、制度設計のポイントとしております。

また、（２）制度化へ向けた方向性につきましては、まず、評価項目等の検討を行いまして、その上で、再評価事業完了報告（１次事後評価）と２次事後評価を一本化した事後評価制度とするのが良いのではないかと考えております。その理由としましては、下の方に記載しておりますように、既に制度化されている再

評価事業完了報告、いわゆる1次事後評価自体に、簡易な事後評価的機能を内包しております。従いまして、この基本フレームを生かしつつ、事後評価の目的や視点を確保しながら、評価項目、評価レベル等の検討を行うことで、新たな事後評価の制度化が可能となります。つまり、1次事後評価の実施で、これまで蓄積されてきたノウハウが活用でき、比較的容易に新制度の設計が可能となります。また、一本化することにより、二段階方式が解消されるとともに、事後評価体系の明確化が図られることとなります。

以上の視点を踏まえまして、具体的な制度の骨子としまして、(3)制度化へ向けた検討結果として記載しております。

評価対象は再評価を実施した事業とする。理由としましては、これまで審議を尽くしてきた再評価事業を対象とすることにより、より熟度の高い事後評価が可能となるとともに、また、再評価対象事業そのものについても、県民への説明責任を自己完結的に果たすことができる点にあります。

評価項目は再評価事業完了報告(1次事後評価)+ α とする。詳細については5ページで説明いたしますが、基本的には、現在制度化されている再評価事業完了報告(1次事後評価)の評価項目をベースとし、それに+ α として事後評価の大きな目的の1つである評価結果を同種事業の事業計画、設計、調査のあり方の改善等に結びつけることに関連した評価項目などを追加あるいは補完する形で、新たな事後評価制度を設計してはどうかと考えています。

報告期限は、事業完了した翌年度から起算して5年度以内とする。この理由としましては、事業の種類によって、その発現期間はまちまちで、事業によっては、効果の発現状況を把握するまで5年程度必要とする場合もあること、また、一方で、事業効果が早期に発現する事業につきましても、5年度以内に設定することで、適宜、報告可能となると考えております。

部会での位置付けは報告事項とする。これは、一つには、既に再評価での審議を経た事業であること。また、部会での報告事項とすることにより、委員の皆様からのご意見などを頂戴できますし、同種事業の改善に結びつけることが可能でありますので、特段、審議事項とするメリットもないものと考えております。

次に、4ページをご覧ください。以上の検討結果を踏まえまして、新たな公共事業評価体系案の流れをここに示しております。太線で囲まれた右側が現行の評価方式ですが、今後は太線で囲まれた左側の改正案のとおり、再評価事業完了報告(事後評価)として実施したいと考えております。

5ページをご覧ください。こちらは、再評価事業完了報告(事後評価)の評価項目や具体の記載事項などについて整理した表になります。表は左側に各評価項目、次に現行の1次事後評価の内容、一つ欄を飛ばして、一番右側にこれまで試行してきた2次事後評価の内容を、そして真ん中の欄に今回考えている新たな事後評価の内容を整理しております。それでは、上から順に説明してまいります。現在制度化されている再評価事業完了報告(1次事後評価)に、新たに追加する項目、内容を中心にご説明いたします。

まず、評価項目の事業の有効性の欄をご覧ください。ここでは、事業の有効性としまして、事業着手時、再評価時に想定した事業効果などについて検証し、効果の発現状況について記載することとしておりますが、新制度では真ん中の点線の囲いの中に記載してありますように、データなどが把握可能な範囲で、着手前と

完了後の社会経済情勢の変化についても検証することとしました。また、地元の意見、満足度についても必須項目としておりますが、実態的なものを考慮し、把握手法はアンケート形式に特化せず、聴き取り調査などでも可能としております。

次に、事業の効率性欄をご覧ください。費用対効果分析は、基本的には再評価時B/Cの記載で可としておりますが、算定が比較的容易な事業や簡便法等で算出が可能な事業につきましては、完了後B/Cについて記載するよう努めることとしております。

次に、環境への影響と対策欄をご覧ください。事業完了後における環境への影響と対策につきましても検証することとしております。ただし、環境基準等の定量的データの把握までは求めないこととしました。

最後に、今後の課題等の欄をご覧ください。ここでは事業目的の達成状況等の総括・今後の課題と対応策に加えて、事後評価の重要な目的や視点でございます今後の同種事業に対する課題と対応策などを追加して検証することとしました。

以上、 $+\alpha$ の評価項目と記載事項を中心に、簡単にご説明しましたが、これらは事後評価の目的、視点を確保しながら、できるだけ効率的、効果的な評価手法を検討した内容となっております。

次に6ページから8ページは、新たな事後評価制度としてスタートする場合の、実施要領の改正案になります。改正の時期としましては、今年度9月を予定しておりますが、本日の部会において、委員の皆様からご了承いただければ記載のとおり改正を行いまして、今年度から新たな事後評価制度として制度化したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

橋本副部長 ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見などございませんでしょうか。

風間委員 事業の有効性のところで、地元の意見や満足度を聴くとあるのですが、通常のパブコメのような手法だと意見が集まりにくいので、ぜひ方法を工夫していただいて、たくさんの意見を集めていただければと思います。

企画・評価専門監 分かりました。我々もその辺りは課題があらうかと考えておりますが、各事業によって情報収集の仕方がまちまちだと思いますので、事業種別、状況に応じて工夫していただくよう関係部局へ伝えたいと思います。

橋本副部長 他にいかがでしょうか。

企画・評価専門監 追加になりますけれども、先ほども最後に申し上げましたが、制度としましては、できるだけ現行の部分を活用しながら、あまり重くならない制度という形でスタートしたいと考えております。重いものをつくっても実行できなければ意味がないので、できるだけシンプルな形で、かつ内容が薄くならないものでスタートしたいと考えておまして、こうした部分を考慮した現段階で考えられる案ということでご提案したものです。

橋本副部長 委員の皆様，特にございませんでしょうか。今ご説明いただきましたように，今回の事後評価制度改正案は，これまでの1次事後評価である再評価事業完了報告と，試行を行ってきた2次事後評価を一本化して報告期限も完了後5年度以内とするという制度体系となっております。また，評価項目，内容としては，これまでの再評価事業完了報告をより充実させたものとなっております。

それでは，事後評価制度につきましては，この内容で実施することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では，よろしく申し上げます。

橋本副部長 次に，議事の（2）県民意見の提出状況について，事務局から説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 それでは，県民意見の提出状況についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

今年度の公共事業再評価に係る県民意見募集につきましては，6月2日から7月1日までの30日間で実施いたしました。意見の提出方法は，郵便，ファクシミリ，電子メールで意見を受け付けることといたしまして，情報の提供は，県のホームページ，県庁内の県政情報センター及び各地方振興事務所や地域事務所の県政情報コーナーなどで，評価調書を公表する形で行いました。県民意見募集の周知方法としましては，県政だより6月号県からのお知らせ欄への掲載を行うとともに，デイトFM，TBCラジオにおいて計5回の放送を行い，また，県のメールマガジンでの情報提供を行った他，市町村のご協力を得まして市町村の広報紙におきましても，塩竈市，岩沼市など8市町において掲載していただきました。また，今回から新たな試みとして，地上波デジタルデータ放送での掲載と，次ページにありますように，コンビニエンスストアに意見募集チラシを設置しまして，周知を図りました。

その結果，最終的に3名の方から，4件の意見提出がございました。風間委員からもご指摘がございましたけれども，まだまだ意見の件数も少なく，周知方法の工夫が必要と思いますが，これまでしばらくの間，意見の提出がなかったことを考えますと，進展があったかと思われれます。特に，意見をいただきました3名のうち2名の方が，コンビニのチラシを見てとのことでしたので，コンビニエンスストアでの意見募集には一定の効果があったものと思われれます。

2ページ以降に，提出いただきました意見の概要について掲載しておりますので，ご説明させていただきます。提出いただきました4件のうち，2件が公共事業再評価制度全般に係ることで，他の2件が，個別事業に係る意見という状況でございます。以下，記載順に簡単にご説明して参ります。

一般県道小牛田松島線 初原道路改良事業に対する意見でございます。「整備が早期に完了し，国道45号の渋滞が緩和されるよう期待する。整備後は，これまでの渋滞時に比べ国道45号の通過時間はどの程度短縮されるのか。」という内容でございました。

次に経営体育成基盤整備事業 芋塚地区に対する意見でございます。「栗原市

は水田整備が遅れており，中山間地域を中心に営農条件が不利な地域では，農業後継者の不足や農地の汎用化が困難なことから，耕作放棄地の増大による病害虫発生の影響も懸念されている。これらの課題を解決するツールのひとつとして，この芋塚地区も含め，今後も農業基盤の整備を，着実に進めてほしい。」という事業推進への期待の内容でございました。

3つ目としまして，公共事業再評価制度に対する意見でございます。「公共事業を行う場合，このような制度は必要と思う。県庁内部だけの評価ではなく，外部（専門家や有識者）の意見も汲み入れ評価を行っていることが重要だと思った。内容的に難しいと思ったが，評価内容や審議状況をホームページで公開しているので，県の取り組みが分かり，参考になった。」という内容でございました。

それから4つ目ですが，3つ目と同様，公共事業再評価制度に対する意見でございます。「普段，宮城県が実施している公共事業の内容，進み具合など知る機会がほとんどないので，こうした再評価制度により調書を公表していただくと，一部難しい内容もあるが，事業の現在の状況などを把握できる。現在，公共事業の予算が削減されているなかで，事業期間が延長されるなど，公共事業の実施はますます厳しい状況となっていくことと思うが，今後も広く情報公開に努めていただきたい。」という内容でございました。

以上4件でございます。これらの意見に対する県の見解につきましては，3ページにまとめておりますので，ご覧いただきたいと思います。

まず1つ目，一般県道小牛田松島線 初原道路改良事業に対する意見への担当課の見解でございますが，「国道45号の一般県道赤沼松島線交差点から主要地方道仙台松島線愛宕交差点までのルート約3.4kmと，今回整備を進めている一般県道小牛田松島線を含めたルート約5.3kmについて，平成17年度交通量調査を基に混雑時の車両通過時間を算定し比較すると，約13分から約10分へと約3分短縮されると想定しています。」という回答でございます。

2つ目の経営体育成基盤整備事業 芋塚地区に対する意見への見解でございますが，「本県では，良質な宮城米をはじめ麦類・大豆・飼料作物などの安定的な生産と地域農業の中核となる農業者の育成・確保を目的に農業基盤の整備を推進しております。県としましては，栗原市など関係機関との調整を図りながら，地域の方々からの要望を踏まえ，計画的な事業推進に努めてまいります。」という回答でございます。

3と4の公共事業再評価制度に対する意見への見解につきましては，「県民の皆様視点に立った成果重視の行政運営の推進に向け，今後も分かりやすい公表資料の作成及び効果的，効率的な再評価制度の実施に努めて参ります。」としております。

ただいま，ご説明しました提出意見につきましては，現在，ホームページ等で公表しており，今後，これらの意見に対する評価への反映状況につきましても，評価結果をまとめた後に公表するという流れとなります。

説明は以上です。

橋本副部長 ありがとうございます。ただいまの説明について，ご質問，ご意見などございますか。

山本委員 委員になって5年目となりますが、意見を見たのは初めてかと思うので、良かったという素直な感想を持ちました。事務局の取り組みのおかげだと思います。ようやく意見も出るようになってきましたが、先ほど風間委員からもお話があったように、県政モニター的な方に見ていただくとか、待っているだけではなく、積極的に意見をいただくシステムがあってもいいのかなと感じました。

企画・評価専門監 このような情勢の中、モニター制度を実施するのは予算的な問題もあり、急には難しいと思いますが、そうした部分についても、ある程度検討しなければならないと考えております。ただ、現状として予算がない中で実施しておりますので、さしあたっては今回のコンビニでのチラシ配布のように、工夫しながら少しずつ努力していきたいと考えております。

参考までに、今回意見が出てきたものですから、過去に遡って調べたところ、公共事業再評価では平成15年に3名の方から1件ずつ、3件出たきりで、それ以外はまったくなかったという状況です。そういう意味では今回はかなりの前進と捉えております。

今回寄せられた意見にもありましたが、実際目に触れてはいるけれども、内容が非常に難しいため、なかなか意見としては言えないといったこともございますし、見ても意見まで届かないという方もいらっしゃると思います。確かにモニター制度であれば、義務的に出していただくようになりますので、意見は出てきますが、最初に設定した時は非常に良いのですが、だんだん年月を経ると固定化してくるということもございますので、一長一短あると思っています。

今回、少し良い兆しが見えてきましたので、もう少し工夫を重ねていこうと考えております。こうした方向で、この件につきましてはご了承いただきたいと思っております。

橋本副部長 他にいかがでしょうか。それでは、せっかくの前進ですので、今後後退しないように、更なる工夫をお願いしたいと思います。

それでは事業の審議に入ります。次第をご覧ください。本日は事業番号7番から12番までの農業農村整備6事業について審議します。個別事業の審議については、この6事業で一通り概略審議が終了することとなります。

説明は事業種ごとをお願いしますが、経営体育成基盤整備事業につきましては4事業あります。8から11まで4事業ありますので、最初に説明する事業は代表箇所として詳しく説明していただき、残りの事業についてはポイントを絞って説明をお願いしたいと思います。事業番号順にはこだわりませんので、よろしくお願ひいたします。説明時間は1事業当たり10分以内でお願いします。なお、質疑も事業種ごとに行いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の審議にて未回答事項がなく、委員の了解が得られた事業については、継続妥当などの部会意見をまとめていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。また、この部会意見については、10月に開催を予定しております答申案を取りまとめる部会において最終的に決定いたします。

それでは、事業番号7番、かんがい排水事業から説明をお願いいたします。

農村整備課 本日も審議いただきます農業農村整備事業の実施部門を担当しております農村

整備課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

今回評価の対象となります事業につきましては、かんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業、ため池等整備事業の3事業6地区であります。これらの事業は農業生産の基盤となる基幹用排水施設の整備や農地の区画整理を行う事業であり、食料の根幹となる米、麦、大豆などの土地利用型農業の展開や農業経営の改善に大きく寄与する事業であります。

現在、国の農業施策については、新たな食料・農業・農村基本計画の策定や戸別所得補償制度が導入されるなど、大きな転換点を迎えております。県におきましても、平成13年度に策定した「みやぎ食と農の県民条例基本計画」が今年度で10年目を迎えることから見直し作業を進めているところであり、この計画の中では宮城の豊かな食・農業・農村を将来にわたって持続させ、食料を安定的に供給し、食料自給率の向上や生産から加工、販売までを含めた6次産業化に向けた施策を推進していくことにしております。

特に水田農業につきましては、今年度から米に対し補てんする米戸別所得補償モデル対策が始まるなど、取り巻く環境は大きく変わってきておりますが、ほ場整備事業などは農地の利用集積はもとより、担い手の育成や集落営農組織の設立などに大きく関わっており、関係農家の要望もまだまだ高く、大きな期待も寄せられている現状にあります。

各事業の詳細につきましては担当班長からご説明申し上げますが、事業長期化に対する目途も立ちましたことから、全地区事業継続したいと自己評価しておりますので、よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

農村振興課

部会長がいない席で恐縮でございますけれども、事業説明に入る前に林山部会長からご指摘を受けた点について説明したいと思います。

再評価調書を公表するに当たって、その内容について部会長へ事前に説明した際に、農業農村整備事業のB/Cについて、その便益項目である更新効果の算定方法に疑問があるとのことご指摘を受けました。その具体的な内容としては、施設を再建設するために必要な最経済的事業費を更新効果とすることは了解できないので、B/Cを算定する際にはこれを除外すべきであるとのことご指摘でございました。ただし、この更新効果については農林水産省のマニュアルに基づいて算定しているものなので、それを全く表記しないということは適切ではないと判断しまして、B/Cを2段書きで記載することとしました。お手元のかんがい排水事業牛橋地区の再評価調書の7ページをご覧ください。

この中で、表の最後、費用便益比B/Cが二段書きということになっておりますが、指摘を受けて修正したB/C、更新効果を除いて算定したものでございますが、これを下段に記載しております。その上に農林水産省のマニュアルに基づいて算定したB/Cを括弧書きで記載しております。かんがい排水事業の他、経営体育成基盤整備事業においても同様に記載しておりますので、あらかじめご了解いただきますように、よろしくお願いいたします。

農村整備課

農村整備課の佐々木でございます。これから、かんがい排水事業牛橋地区の説明をさせていただきます。

施行地でございますが、11ページの位置図に記載してありますように、亶理郡

山元町と亘理町の町境に位置しております。

調書の1ページの事業目的でございますが、地区内の排水は通常時におきましては自然排水されておりますが、洪水時には昭和40年に築造されました既設の牛橋排水機場によりましてポンプにて機械排水しておりますが、ポンプ能力の不足から降雨の際には甚大な被害が発生している状況であります。このことから、本事業により排水機場の新設と排水路の改修を行いまして、降雨時の地区内雨水をスムーズに排除することにより、湛水被害の解消を図りまして農業生産基盤の保全を行うこととともに、生活環境の向上を図るものでございます。

次に、事業内容についてでございますが、平成8年の事業着手時には機場工が1カ所と排水路工が3路線で4,200mでございました。その後、平成16年度の計画変更で、排水機場の規模の見直しと排水路の路線計画の見直しがなされまして、これに基づきました平成17年度の再評価の時点では、機場工が1カ所と排水路工が1路線で2,100mとなっております。今回の再々評価時点におきましては、平成17年度の再評価時点からの事業内容に関する変更はございません。

次に、2ページに入りまして事業費についてでございますが、事業着手時が38億6,000万円で、今回の再々評価時点で31億5,000万円となっております。18.4%の減となっておりますが、前回の再評価時点の25億6,000万円と比較いたしますと23.1%ほど増加しております。事業費の変更の要因につきましては、再評価の時点と今回の再々評価時点の比較で記載させていただいております。変更の主なものについてご説明申し上げます。機場工に関しましては、実施設計の際に詳細な地質調査を行いました結果、基礎工の液状化対策としての地盤改良が不要となりましたことと、ポンプの口径及び台数の見直しなどで、事業費が4億7,000万円ほど減となっております。次に、排水路工に関してでございますが、排水路とJR常磐線が交差する部分のJR横断工につきまして、当初は一般的な推進工法で計画しておりましたが、鉄道線路への影響の軽減や周辺農地の塩害防止対策を考慮いたしまして、HEP & JES工法という推進工法に変更いたしました。また、矢板護岸水路につきまして、土質的な問題と近隣住宅への振動被害防止のために矢板の長さの変更と打ち込みの工法変更を行いました。さらに、県道の横断部分の仮設であります仮廻道路及び仮設の橋梁の施工などがありまして、合わせまして10億1,000万円ほどこの部分で増となっております。

次に、3ページの事業進捗状況の事業期間についてでございますが、再評価時の平成23年度完成の予定から、今回は平成24年度完成ということで1年ほど延伸する予定でございます。その結果、事業工期延伸度でございますが、これが17年割る4年ということで4.25となっております。重点評価基準で3点に該当しております。

次に、4ページの進捗率でございますが、平成22年までで65.7%となっております。内訳といたしましては、13ページを開いていただきたいんですが、13ページの図面の中で黄色と赤い色で塗った部分は既に完成しております。全延長の半分ほどになります。青色の部分は既設の排水路、今もある排水路の改修でございますので、この部分は能力的には不足しておりますが、排水機場への導水は既に可能となっております。今後の進捗見込みでございますが、排水路工の県道相馬亘理線横断部分の調整が整いましたので、平成24年度までには完成する予定でございます。

4ページに戻りまして、施設管理の予定でございますが、これは山元町に管理委託を行います。

続きまして、5ページの上位計画等でございますが、平成15年度に完了いたしました国営農地再編事業山元地区が施行済みでございます。

次に、事業をめぐる社会経済情勢等でございますが、記載のとおり厳しい農業情勢の中で本事業の早期完成が望まれております。

続きまして、事業効果の発現状況についてでございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、排水機場と排水路の一部が完成しておりますので、地区南西部の国営ほ場整備区域以外の排水は処理できる状況となっております。また、今後の工事によりまして国営のほ場整備区域との接続を行いまして、当該事業のさらなる効果の発現が期待されております。

次に、6ページの関連事業についてでございますが、先ほどお話しいたしました国営の山元地区が平成15年度に完了しております。また、県営のほ場整備事業の吉田地区が平成24年から着手の計画となっております。

次に、代替案との比較でございますが、現時点におきまして排水機場やJR横断工などの主要施設が完了しておりますので、代替案はないと考えております。また、その下のコスト縮減計画でございますが、これは記載のとおりでございます。

次に、7ページの費用対効果でございますが、表の中の一番下の欄に費用便益、 B/C を記載しておりますが、更新効果を計上しない場合の値が括弧のない数字でございます。事業着手時の B/C で1.04、前回の再評価時点の B/C で0.96、今回の再々評価時点の B/C で0.91となっております。また、今後の残事業に対します B/C でございますが、これは効果上限で3.21、効果下限で1.25となっております。次に、8ページで、費用対効果に関する前回の再評価時点との違いの要因でございますが、これは事業費ですとか、効果算定に使用します作物単価等の見直しによるものでございます。

また、環境関係に関してでございますが、当地区は山元町の田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域に指定されておりますので、水路の施工にあたりましては水路底を現況の土のままにするという2面張り、両側だけコンクリートといったような工法で配慮しております。

次に、9ページでございますが、再評価部会意見への対応状況でございます。平成17年度の再評価の際には「継続妥当」との答申をいただいておりますが、別紙意見といたしまして、イチゴの営農活動に対して適切な指導に努めることということと、それから、山元町公共下水道計画との調整を進めることの2点についてご指導をいただいております。現在までの対応状況でございますが、本地域はイチゴの本県オリジナル品種であります「もういっこ」の主産地になっておりまして、積極的な販売戦略を展開して収益の増大に努めております。また、関係機関の連携で各種研修会を開催いたしまして、作付拡大を含めました営農指導に努めている最中でございます。また、山元町の下水道計画についてでございますが、現在、污水対策の部分が事業実施されておりますが、雨水処理計画につきましては基本構想にとどまっております。今後、町の雨水処理計画の策定に当たりましては、重複区域のコスト縮減に向けた事業間調整を行ってまいります。

10ページ、これは事業スケジュール表でございますが、先ほどお話しいたしま

したように事業完了時期を1年ほど延伸しております。

次に、参考資料について、14ページでございますが、これが排水機場の図面でございます。15ページと16ページが排水路の断面の図面でございます。17ページが排水機場の完成写真でございます。それから、18ページが排水路の完成写真でございます。19ページが湛水被害状況の写真となっております。

以上で牛橋地区の説明を終わらせていただきます。

橋本副部長 ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。

河野委員 7ページですけれども、費用項目の中に入っている維持管理費ですが、金額が計上されていませんけれども、何もかからないのですか。先ほど、事業内容にポンプなどが入っていたので、おそらく維持管理費もかかるのではないかと思うのですが。

農村整備課 それについて、資料を確認した後に答えさせていただきます。

橋本副部長 それでは、後ほどということで、その他ございませんでしょうか。

河野委員 先ほど林山先生がおっしゃっていたという件について、この更新効果というのが7ページの一番下の言葉、土地改良施設の再整備により従前の生産が維持される効果だとすると、やはりこれは除くべきなので、この括弧ではない値の方で判断すべきだと私も思います。

宮原委員 1ページのところで、事業内容の変更状況とその要因についてですけれども、排水路工の部分で矢来排水路については現在の営農状況から将来的に優良農地として利用が見込めないということで廃止をされて、平成17年以降もそのとおりでと思うのですが、これは具体的にどういった状況だったのかということをお教えいただきたいことと、それからもう1点、先ほど19ページにイチゴハウスの湛水被害ということで平成18年6月の写真が出ておりますけれども、これは具体的に、お示しいただいている地図のどの辺りなのかということをお教え下さい。

農村整備課 まず、パイプハウスの写真の位置でございますが、11ページの図面でいきますと牛橋排水機場という青い丸がございますが、ここから水路をさかのぼっていきまして、ここに県道相馬互理線があるんですけれども、これを少し北上した部分の黄色い色、これは黄色い色が畑なものですから、この辺の位置になります。

それからもう1件、矢来排水路の部分でございますが、これは12ページの方を見ていただきまして、ちょうど青い新しい牛橋排水機場というところからピンクで牛橋排水機場諸元が書かれた部分に記載されていますが、そのところで白く書かれているもの、これが矢来排水路ですけれども、この部分がかなり荒廃しておりまして、この部分につきまして将来構想的にも営農活動が盛んにはもうならないということだったものですから、ここに投資は適切ではないということで、受益としての位置からも外しております。ですから、受益面積が前回の時点で既

に縮小しているということでございます。

宮原委員 具体的には、ここで農業をされる方が、もういなくなってしまうということですか。

農村整備課 全くいないというわけではないのですが、やられてはいるのですが、やはりやられていない場所も多いものですから、その場所に費用を投資しても、やっている方々だけの負担になってしまうということもありますので、効果的なものもございます。

宮原委員 分かりました。ありがとうございます。

橋本副部長 その他いかがでしょうか。

それでは、私から基本的な表の見方で質問させていただきたいのですが、7ページの費用対効果の表について、ここで建設費の中で本事業と関連事業とあるのですが、この関連事業というのは、左のページ上段の関連事業の一部と見てよろしいのでしょうか。

農村整備課 関連事業につきましては、国営で実施しました山元地区の水がすべて来るわけではございませんが、国営の中で当排水機場に来る部分の面積分の事業費と、それから、将来行う予定になっております吉田地区の事業費でございます。

橋本副部長 分かりました。ここだけを見ていると分からないので、注釈などで書いておいていただくと分かりやすいのかなと思いました。

農村整備課 はい。

橋本副部長 それと6ページ一番下のコスト縮減計画というところに、その内容と計画が記載されているのですが、これについては3ページの事業費増減対照表の変更の主な理由という中のどこかに含まれているのでしょうか。

農村整備課 工法変更の中に入っております。

橋本副部長 工法変更ですか。他の調書を見ますと、例えば物価変動の中に請負差金、コスト縮減が含まれるとか、そういった調書もありましたが、そのあたり何か統一的な分け方、書き方にされた方が分かりやすいのかなと思いました。

農村整備課 すみません、発言を間違いました。申し訳ございません。コスト縮減と請負差金については物価変動に入れて計算することになっております。

橋本副部長 そうですか。そうしますと、細かいのですが3ページに物価変動により0.4億円増額とあります。ここで物価変動というのはここだけだと思うのですが、コスト縮減で3,600万円ほど縮減されていますので、請負差金がプラスということはない

いですよね。

農村整備課 請負差金につきましては、機場工の欄にもまた出てきていますので、大きなものにつきましてはその場所を書いて、最後にはトータルしているんですけども。

橋本副部長 そうしますと、コスト縮減がマイナス3,600万円ほどありましたけれども、物価変動、自然増がそれを上回ってプラス4,000万円だったということでよろしいわけですね。

農村整備課 はい。

橋本副部長 はい、分かりました。

それから、あともう一つ、7ページの費用対効果の表に戻りますが、総合耐用年数が事業着手時とそれ以降で変わっているのですが、これについては何かコメントを書く必要はないでしょうか。

例えば事業番号8以降ですと、排水路の耐用年数が短くなったためというような注が付いていたのですが。

農村整備課 総合耐用年数につきましては、水路の部分の耐用年数は結構長くなっております。40年ぐらいになっているのですけれども、ポンプ場ですと耐用年数ももっと短い。それらのものを加重平均した数字になります。それで、当初は既設のポンプ場も使うということだったものですから新設の排水機場が小さかった、相対的に小さい金額だったものですから、総合耐用年数になったときには長くなった、37年という記載になりますけれども、今度は全体の事業費に対して排水機場の割合が高くなってきますので、そちら側に引っ張られるといいますか、そういう形で算定したという形になっております。

橋本副部長 はい、内容は分かりました。書き方の問題ですが、他の調書で耐用年数の変更の内容についてコメントが記載してあるので、書いていただけるとより分かりやすいのかなと思いました。

その他、皆さんよろしいでしょうか。

それでは、本事業につきましては先ほどの河野委員の質問についての回答はまだペンディングとなっておりますが、とりあえず継続妥当ということでよろしいでしょうか。

河野委員 仮にこの維持管理費が大きいと、残事業の効果下限で今1.25ですから、1を割る可能性もないとはいえないので、今、答えを出すのは少し尚早かなと思っています。

橋本副部長 先ほどの河野委員の質問に対するご回答はいかがでしょうか。

農村整備課 こちらで資料を調べていますので、少し時間をいただきたいと思います。

橋本副部長　それでは、この件につきましてはペンディングということにいたしまして、事業番号8以降の経営体育成基盤整備事業の方に進ませていただきます。それでは、ご説明お願いできますでしょうか。

農村整備課　すみません、農業農村整備事業に関しましては、ここの欄に計上しないことになっております。

橋本副部長　今の河野委員の質問に対する回答でしょうか。記載しないことになっているというご回答ですが。

河野委員　記載しないことになっているというのはどういう意味でしょうか。費用としてはかかるわけですか。

農村整備課　効果の方で、今かかっているお金と、それから将来縮減される金額の差額で計上しています。

河野委員　それは効果ですよ。つまり、これだけの維持管理を行うと現在の維持管理費が減る。減るわけではなくて、現在の維持管理費もそこで差し引きしているわけですか。

農村整備課　はい。

河野委員　なるほど。了解です。

橋本副部長　それでは、戻りますが、こういうご回答がありましたので、先ほどの事業番号7かんがい排水事業牛橋地区について、事業継続妥当ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、次に進めさせていただきます。

それでは、経営体育成基盤整備事業、8番から11番までございますが、4つまとめて説明をお願いいたします。

農村整備課　ほ場整備事業を担当しています金須と申します。よろしくお願いたします。私の方からは、事業番号8番、経営体育成基盤整備事業小川地区から11番の芋塚地区までの4地区についてご説明させていただきます。

まず初めに、委員の先生のお手元に再評価調書の修正版をただいまお渡ししました。そのページにつきましては10ページということで、今後のスケジュールが記載されたページでしたが、こちらの表の項目欄の文字が一部消えていた部分があったということで、誠に申し訳ないのですが、調書の差し替えをお願いいたします。4地区ともスケジュール表については修正しておりますので、よろしくお願いたします。

事業の説明につきましては、最初に事業規模が最も大きい事業番号9番の清水川北浦地区を詳細に説明させていただきたいと思っております。

再評価調書の方をご覧ください。

清水川北浦地区の施行地でございますが、11ページの位置図に記載してありますように、遠田郡美里町と大崎市古川の市町村界に位置しております。具体的には、ナシの栽培で有名な北浦を含むJR陸羽東線沿いの地域となります。

資料につきましては1ページに戻っていただきたいと思います。

まず初めに、事業目的でございますが、現況のほ場は昭和初期に耕地整理事業により10a区画で整備されておりますが、水路は用排水兼用の土水路であるため、大雨の際の洗掘や土砂堆積が著しく、農家の方々が維持管理に苦慮する状況にありました。また、降雨の際には田面に残留水がたまったり、地下水が高い区域については湿田状態であるため、水田の汎用利用が困難となっております。今回は、ほ場整備事業によりほ場の大区画化と汎用化を目的に、区画形状の改良、用排水路の分離・改修、農道の整備、暗渠排水工の施工を一体的に実施することで、効率的なほ場条件を整備するとともに、地区の担い手の育成・確保と農地利用集積を目的としたソフト施策を市町村、土地改良区、JAと連携し、推進することで、生産性の高い水田農業の確立を図ることとしております。

次に、事業内容については、平成13年度の事業着手時と今回の再評価時を比較しますと、区画整理工については面積が地区除外等により11.9haの減少となっております。暗渠排水工については、大豆等の畑作物の定着化を推進するため、14.5haを増加させております。

次に、事業費については、事業着手時が78億9,000万円、再評価時が48億2,000万円となり、金額で30億7,000万円、率にして38.9%の減となっております。主な事業費の変更状況と要因につきましては、2ページに記載しておりますとおり、工法変更で4億4,000万円の減額、事業量変更で8,000万円の増額、物価変動などで27億1,000万円の減額となっております。ちなみに、物価変動などの内訳としたしましては、コスト縮減で13億8,000万円の減額、自然減で5億8,000万円、請負差金等で7億5,000万円を減額ということになっております。

続きまして、事業期間につきましては、事業着手時の平成22年度完了予定から5年間の延伸が必要となり、今回は平成27年度完成に見直しております。

次に、3ページの進捗率ですが、平成22年度まで65.1%の進捗率となっております。区画整理工については95.7%完了しております。工期が遅延した理由としたしましては、2市町において本地区の事業期間中に同種工事を13地区で実施しており、完了地区に予算の重点配分を行ったことによるものでございます。

次に、4ページの今後の進捗見込みについてですが、本年度で区画整理工を完了させ、暗渠排水工については平成23年から25年までの3か年施工し、換地処分に平成26年から27年までということで2か年を要し、平成27年度に完了予定としております。スケジュールにつきましては、先ほど修正版としてお渡しした10ページの方に工程表を添付しております。

また、施設管理の予定でございますが、大崎市と美里町、大崎と小牛田土地改良区が行うこととなっております。

次に、上位計画等については、国営かんがい排水事業3地区が実施され、平成21年度まで基幹的なダム、頭首工、用水路などの施設整備が完了しております。

次に、事業をめぐる社会情勢等については、現在、農作物の生産コストの一層の低減や地域の担い手の育成、確保が求められており、そのため地域からほ場整

備事業の導入要望が強いものがあります。特に、ページの下の段に記載しておりますが、地区の作付状況ですが、事業着手時は調整水田だったものが事業進捗により大豆や牧草の栽培で約90haほど増加しており、農地の効率的な利用が図られております。

続いて、5ページの効果の発現状況ですが、事業実施により担い手への農地集積率が62.4%となり、目標に対して9割の達成となっております。また、担い手の育成数につきましても目標を達成しております。続きまして、6ページの農家戸数の状況ですが、担い手に農作業を委託する農家が312戸に増加しております。今後も継続的に目標達成に向けて推進してまいりたいと考えております。

次に、7ページの説明をさせていただきます。代替案との比較検討ですが、本事業は農地の生産性を向上させる工事と、担い手の育成確保、農地集積を一体的に実施することにより、安定的な地域農業の生産体制を確立することを目的としておりまして、ほかに想定される代替案はないと判断しております。

続きまして、コスト縮減計画については、道路工や排水路工などで実施方法を見直し、13億8,000万円を縮減しております。

次に、8ページの費用対効果についてでございますが、表の下段に費用便益B/Cの欄を記載しております。今回の評価時点の全体効果は1.19となっており、効果上限で5.66、効果下限で2.05となっております。次に、9ページの事業着手時との違いについてについてご説明します。費用については先ほどご説明しましたとおり、建設費が約30億円ほど減額となっております。効用につきましては、作物生産効果については農作物の単価見直し等により減額となっております。

続きまして、環境への影響と対策につきましては、昨年度の部会におきまして環境配慮の効果を高めるための管理や運用等の普及、指導について実施することとの附帯意見が付されております。本地区の場合は、計画段階では両市町が策定している田園環境整備マスタープランを基本として、地域関係者を含めた地区検討会において環境配慮実施方針を作成し、その計画に基づきましてワンド、お助け工、魚巢工などの施設を設置し、設置した施設につきましてはその効果を検証するために生き物調査等のモニタリングを行うことで水路ネットワーク機能の確認を行っております。なお、本内容につきましては地区の実行委員会などの場で環境配慮の取り組みの必要性と今後の維持管理の必要性について説明を行うなど、地域と一体となった取り組みを推進しております。

あとは、資料の12ページから14ページにつきましては清水川北浦地区の工事の概要の図面を付けさせていただいております。14ページにつきましては、先ほどご説明しましたとおり、本地区は本年度で面工事が完了するという事で、これまでの面工事の施工位置を着色しております。15ページからは地区の概要ということで写真を付けさせていただいております。20ページ、21ページにつきましては大豆の栽培状況、22ページにつきましては先ほどご説明しました環境配慮施設お助け工の設置状況の写真を付けております。23ページにつきましては、同地区で実施しております農地・水・環境保全向上対策の取り組み、こういった維持管理の状況の写真も付けさせていただきました。

なお、部会意見への対応状況、先ほど環境配慮の部分についてご説明しましたが、後日取り組み内容については部会で報告させていただきたいと考えております。

以上、清水川北浦地区の説明を終わらせていただきます。

続けて説明させていただきます。続きまして、事業番号8番小川地区の調書をご覧くださいと思います。

施行地につきましては、岩沼市小川地内他ということで、一部名取市にまたがっている地区でございます。

事業目的につきましては、先ほどと同様でございます。

事業内容ですが、事業着手時より、区画整理工につきましては5.1haの減ということになっております。暗渠排水工につきましては、大豆等の畑作物の定着ということで42ha増加させております。

事業費につきましては、事業着手時が24億7,000万円、今回評価時が15億7,000万円ということで9億円の減額となっております。率にして36%の減ということでございます。続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。事業費の変動の内訳でございますけれども、工法変更では8,000万円の減額、事業量変更では3,000万円の増額、物価変動等で8億5,000万円の減額ということで、全体で9億円の減額ということになっております。

事業期間につきましては、当初予定が平成21年度ですが、今回3年間延伸させまして平成24年度ということにしております。

3ページでございます。本年度までの事業進捗率につきましては81.5%。工期が遅延した理由としましては、岩沼、名取市において同種事業が6地区実施されていたということで、予算重点配分の観点から遅延したということでございます。

あとは4ページに移ります。基本的な工事といたしましては、暗渠排水工156.6haを平成24年度までに実施しまして、換地処分を平成24年度に行い完了する見込みでございます。

施設の維持管理等については岩沼、名取市、名取土地改良区ということになります。

社会情勢につきましては、先ほど説明しました清水川北浦地区と同様に、調整水田だったものが大豆、大麦の栽培の方に移行しているということでございます。

続きまして、5ページの効果の発現状況ですけれども、小川地区につきましては、農地の集積率につきましては、平成28年度目標に対しまして76%の状況ということでございます。担い手育成状況につきましても、担い手数は既に育成を完了しておりますが、認定農業者への質的な向上ということで、74%しかまだ認定農業者については育成していないということでございます。続きまして、6ページに移らせていただきます。この地区も事業を契機といたしまして農作業の委託ということで、委託農家が129戸ということで増加しております。

続きまして、7ページ、代替案との比較検討、これについても先ほどの清水川北浦地区と同様でございます。

コスト縮減につきましては、区画整理工から暗渠排水工まで工法等の見直しをしまして4億9,600万円の縮減を図っております。

続きまして、8ページでございます。費用対効果でございますけれども、再評価時点といたしまして、全体の効果といたしまして1.79、残事業の効果上限で8.88、下限値で1.87ということになっております。

9ページの環境への影響と対策でございますけれども、本地区も工事実施段階では河川への汚濁水の流出を防止したり、工法的には植生タイプの護岸を採用す

るといったことを実施しております。この内容につきましては、同様に地区の実行委員会で説明を図るということでございます。

簡単ですが、小川地区については以上でございます。

続きまして、事業番号10番、蛇沼向地区の説明に入らせていただきます。

施行地といたしましては、遠田郡美里町二郷地内ということで、位置図を11ページの方に付けさせていただきます。美里町、一部石巻市、東松島市にまたがるエリアのほ場整備工事でございます。

1ページの方に戻っていただきまして、事業の内容でございますが、本地区につきましては区画整理工が事業着手時より7.6haの増となっております。こちらにつきましては、地区除外したもの、新たに編入したものであるということで、差し引き7.6haの増ということでございます。暗渠排水工につきましては49.5haの増、あとは蛇沼向地区につきましては作土深確保ということで客土を行っておりまして、73.7haの増ということでございます。

事業費につきましては、こちらに記載しておりますとおり、事業着手時50億7,000万円が39億7,000万円ということで、11億円の減額ということでございます。率にして21.7%になります。続きまして、2ページでございます。変動の内訳でございますが、工法変更で1億3,000万円の減額、事業量変更で1億9,000万円の増額、物価変動では11億6,000万円の減額となっており、全体で11億円の減額ということでございます。

事業の期間でございますが、当初計画時は平成21年度完了を予定しておりましたけれども、今回不測の期間ということで平成25年度までの4か年間を延長するというようにしております。

続きまして、3ページでございます。本年度までの事業の進捗率につきましては66.8%ということでございます。工事の進捗状況につきましては、区画整理工については83%完了しております。平成23年度、残りの48haを施工すればすべて完了する予定としております。

工期遅延の理由につきましては、先ほどと同じように同種事業が同時期に多数実施されていたということと、本地区につきましては地区と隣接しまして一級河川がございまして、農道橋梁の架設でありますとか排水樋管統廃合ということで、そういった計画に不測の日数を要しております。

あとは、3ページの下ほどの今後のスケジュール見込みであります。区画整理工は先ほど説明しましたとおり平成23年度まで完了させまして、残りの暗渠排水、橋梁工につきましては平成24年度までに完了し、換地処分を平成25年度に行い完了する見込みとしております。

続きまして、4ページの方をご覧ください。施設の管理ということでございますけれども、道路につきましては美里町、東松島市、石巻市、あとは用排水路等については南郷土地改良区が管理を行うという予定としております。

本地区も上位計画といたしましては国営かんがい排水事業の鳴瀬川Ⅰ期、Ⅱ期地区が事業実施されまして、平成21年度に完了しております。

社会情勢等につきましても同様でございます。作付状況につきましては、下の表に記載させていただきます。やはり調整水田であったものが大豆、小麦、そういった畑作物の導入ということで進んでおります。

続きまして、5ページでございます。事業効果の発現状況ということで、当地

区の農地集積の状況につきましては、計画の64.9%に対しまして56.1%ということで、86.5%の達成状況ということです。あと担い手の育成状況につきましては、こちらに記載しておりますとおり、経営体数といたしましては23経営体の育成を完了しておりますし、そのうち認定農業者も20経営体ということで、目標どおり育成を完了したということでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。この地区も同様に事業進捗に従いまして農作業の委託ということで、委託農家が増加しているということでございます。

続きまして、7ページの代替案との比較については、先ほどの地区と同様でございます。

コスト削減計画につきましては2億7,600万円ということで削減を図っております。

続きまして、8ページでございます。こちらにつきましては費用対効果ということで、費用便益比につきましては全体で1.26、残事業の効果上限値で4.29、下限値で1.68ということでございます。費用対効果の主な変動理由についても先ほどの地区と同様でございます。

環境への影響と対策でございますが、本地区につきましては主に魚類を対象といたしまして魚の遡上ができるようにということで、水路底におきましてはできるだけ段差を少なくするなり、水路の法面の勾配を緩くすると。水路にはお助け工を設置して両生類がはい上がる機能を持たせると、お助け工にはよどみ機能を持たせると、そういった配慮を実施しております。それで、本地区につきましては、本年度支線排水路等において、生き物モニタリング調査を行うということでございます。本地区につきましても施設の維持管理ついて説明会を開きながら今後も進めていきたいというふうに考えております。

蛇沼向地区については以上でございます。

続きまして、事業番号11番芋塚地区についてご説明したいと思います。

施行地につきましては、栗原市築館芋塚地内ということになります。

事業内容につきましては、事業着手時より区画整理工につきましては7.8haの減となっております。区画整理工の面積は42.6ha、暗渠排水工につきましては畑作物の定着ということで11ha増ということで、40.2haとなっております。

事業費につきましては、事業着手時9億2,000万円でしたが、再評価時が5億6,000万円ということで、金額にしまして3億6,000万円の減、率にしまして39%の減となっております。その内訳でございますが、2ページをご覧ください。事業量変更で5,000万円の減額、物価変動等で3億1,000万円の減ということで、合計3億6,000万円の減額ということでございます。

事業の期間でございますが、当初は平成20年度完了を予定しておりましたが、今回は3年間延伸が必要になりまして平成23年度としております。

続きまして、3ページ、事業の進捗率でございますが、94.6%ということで本地区についてはほぼ工事については完了しております。平成23年度換地処分を実施して完了するという予定でございます。

事業の進捗状況でございますけれども、ここに書きましたとおり、事業期間中に同事業を21地区で実施していたということで、工期の遅延ということになっております。

続きまして、4ページをご覧になっていただきたいと思います。施設の管理につきましては、農道については栗原市、用排水路等につきましては、この地区は改良区がないものですから栗原市が管理するというところでございます。

続きまして、4ページの社会情勢の部分で、作物の作付状況の方を記載させていただいておりますが、この地区の特徴といたしましては調整水田なり牧草の転作をしておりましたが、今回の事業を契機にホールクロープサイレージということで、飼料用作物の栽培の方に取り組んでおります。続きまして、5ページ目をご覧ください。農地集積の状況ですけれども、目標の67.3%に対しまして51.2%ということで76%の達成状況、担い手育成につきましてはほぼ計画の担い手数を育成し、完了しております。続きまして、6ページ、この地区も同様に事業を契機といたしまして委託農家が増加しております。

続いて7ページ目ですけれども、コスト縮減の欄でございます。こちらの地区につきましては、コスト縮減を図ったことで1億8,000万円の縮減を図ったということでございます。

8ページ目ご覧になっていただきたいと思います。事業の費用対効果でございますけれども、こちらにありますとおり再評価時点、全体の費用便益が1.1、残事業の効果上限が11.72、効果下限が1.16ということでございます。

続きまして、9ページの環境への影響と対策ということでございます。こちらの地区につきましても他地区と同様に、当初段階で環境配慮実施方針を作成しております。そういった計画に基づきまして環境配慮を実施しております。この地区の場合は特徴的なものとしていたしましては、22ページの方に写真を付けさせていただきましたが、地区内を流れる用水路ですけれども、こちらの方はホタルの水路ということで工事を実施しないでそのまま残したと、ホタル水路として残したと。この部分については地元の関係者の方々が草刈り等の維持管理を入念に行っているということでございます。調書につきましては9ページの方に戻っていただきまして、効果の検証でございますけれども、今年度、排水路、用水路につきましては、先ほどから申し上げておりますとおりネットワーク機能の確認ということで生き物調査を実施することとしております。今後、地元農家への環境配慮の取り組みについては、維持管理も含めまして説明会等で行っていきたいと考えております。

説明の中で、11ページの芋塚地区の施行位置について、築館町芋塚と読み上げたのですが、記載させていただいておりました。申し訳ございませんでした。

これで芋塚地区の説明を終わらせていただきたいと思います。

橋本副部長 ありがとうございます。

ただいま経営体育成基盤整備事業4件について、まとめてご説明いただきました。それでは、審議の方は番号順に1件ずつ進めたいと思います。

まず、事業番号8番、経営体育成基盤整備事業小川地区について、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

宮原委員 それでは8番だけではなくて、他の地区も共通していますが、基本的な質問になります。水田の汎用利用を高めていくという形で事業が行われていますが、これは汎用ですから、例えばこの事業で大豆畑にしたところを、また水田に戻すと

いったことを前提とした工事なのですか。

農村整備課 　ほ場整備事業につきましては、汎用化ということで畑作物、とりわけ麦、大豆の導入が可能な条件整備を実施しております。やはり米につきましては生産調整ということで、通常ですと地区面積の3割から4割の割り当てがございまして、事業実施地区においては畑作物を導入しております。畑作物については連作障害を考慮し、通常地区ですとブロックローテーションということで、一つの地区を3年ぐらいの周期で回すということで効率的な生産調整への対応をしております。ですので、水田として2年使って、畑作物を作って、また2年水田と、そういったローテーションを可能にするということで事業の方を実施しております。

宮原委員 　ありがとうございます。分かりました。

河野委員 　8番だけではないのですが、8ページで。ちょっと分からないので質問ですが、8ページの便益項目の中に入っている「④還元率×(1+建設利息率)」とあるのですが、これで現在価値換算をしているようですけれども、社会的割引率4%というのは使っていないわけですね。

農村整備課 　考慮しております。

河野委員 　そちらも使って、④も使うわけですか。

農村整備課 　そうです。

河野委員 　この「還元率×(1+建設利息率)」というのは何ですか。還元率という言葉も分からないのですけれども。

農村整備課 　こちらにつきましては、農林水産省のマニュアルに算定式が載っておりますが、今回の資料には添付しておりませんが、事業工種ごとにPという変数を入れまして、還元率というものを導き出すということになっております。

それで、その還元率と建設利息率ということになるんですけれども、その際に割引率を適用しているのですが、詳細は別な資料を見ないと分からないので、確認する時間をいただきたいのですが。

河野委員 　はい。

橋本副部長 　それでは、確認の方よろしく願いいたします。
他にございませんでしょうか。よろしいですか。

農村整備課 　先ほど河野委員よりご質問のありました還元率についてですが、この算式の中に割引率は0.055ということで、将来発生する年効果額を現在価に換算するための社会的割引率というものを入れまして、施設の総合耐用年数で導き出すというようなものとなっております。

河野委員 分かりました。

橋本副部長 すみません、今の0.055と社会的割引率の0.04はどういう関係になるのでしょうか。それはまた別に使うのですか。

農村整備課 すみませんでした。割引率が0.055というのは、今回の場合ですと先生がおっしゃいましたとおり0.04を使っております。ですので、私が説明しました0.055ではなくて、現在は0.04を使用して還元率ということで導き出しているということでございます。

河野委員 では、0.04に1プラス建設利息率を掛けると、この0.0561という数字になるのですか。

農村整備課 還元率に1プラス建設利息率といったものを掛けますと0.0561というものが導き出されます。

河野委員 建設利息率というものもまた0.04とか、そういう数字ですよ。

農村整備課 建設利息率につきましては0.0325ということで、こちらも算定式がございます。

河野委員 普通の費用便益分析からいうと、社会的割引率だけでいいのですけれども、なぜこの建設利息率というものを掛けるかというのは、もうひとつ私は分からないのですが、こちらはマニュアルで決まっているわけですね。その背景など、本来は書いてあると思うのですが、その点ではできれば理論的に理解して適用すべきかなと思います。何でこの建設利息率がここに掛かっているかということについて、何か理由を把握されていますか。

農村整備課 すみません、少し調べる時間をいただきたいと思います。

河野委員 はい。

橋本副部長 それでは、宿題ということでよろしいでしょうか。事業番号8番に関して他にいかがでしょうか。

山本委員 一つは提案で、同種事業なので8番から11番まで、まとめて審議してはどうかと。どうしても何番というものがあれば、質問を受けていった方が早いかなと思いました。

あと、私の方から、これも全部を通しての質問というか、むしろ要望ですが、お助け工ですとか環境配慮に関する工事がかつてに比べて非常に進んで、とても良いことだと思っています。ことしCOP10で里山の生物多様性保全の会議も日本で開かれますし、これはこれから大事なことだと思っています。

こういう工事をしておりますという報告はいただいておりますが、例えば総水路

延長に対して土水路が何%残っているとか、あるいは総水路延長に対して何箇所お助け工が設置されていますとか、今回ではなくていいのですが、次回以降できればそのような形で、どういう根拠で何箇所設置して、こういうふうになっておりますという形で説明していただいた方が、より効果が分かりやすいかなと感じております。

あとやはり、まだ箇所ごとにまちまちというか、ある箇所では土水路を残す形の工事がなされており、ある箇所ではワンドを残す形の工事がなされておりというような感じで、もちろん条件が地域によって違うので一律ではないのでしょうけれども、水生生物の環境整備であれば、セットでワンドづくりと土水路の残置と何とかというものがあると、この場所ではこういうものとかいうものが、こういう生き物が生息していたので実施しております、のような形でご報告いただくといいのかなと感じています。

何せ農業生産の生産性の向上と生物多様性の保全というものは明らかにトレードオフで、にもかかわらず両方に配慮しなければいけないという非常に難しい仕事をなさっておられるので、その辺りができるだけ伝わるように、残念ながら今のところ生物多様性の保全をいくら増進してもB/Cは上がらないということになってしまって、むしろコストの方だけが嵩んでしまうので、むしろそういうことにこれだけ配慮した工事をしているのに、B/Cが残念ながらこれだけ低くなってしまったという言い方もできるぐらいだと思うので、私としては生物多様性の保全についての取り組みについて、もう少し詳しく説明なり、あるいは資料に載せていただいた方が、最初の方にもありましたけれども、一般県民の方に見せるときにも少し納得していただける材料が増えるのではと思いました。

農村整備課 先生からご提案いただきましたとおり、本年度秋口に、附帯意見に対する対応状況ということでご報告させていただく際に、各地区においては当然、実施方針ということで計画をつくっておきまして、計画自体はゾーニングして生き物調査をきちんとしております。それに基づきまして施設を配置しておりますので、基本的には施設を設置する際にはその対象種を明確にして、それに基づきましてモニタリングをするということで取り組んでおります。

ただ、やはり全体的な評価という部分がまだできておりませんので、本年度の調査を踏まえまして、ご報告させていただきたいと考えております。

橋本副部長 よろしくお願いたします。

ただいま山本委員から、ほとんど類似の事業であるので4事業まとめてということではいかがでしょうかという提案がありましたが、そのような方法でよろしいでしょうか。特に事業番号がある場合はその旨おっしゃっていただければと思います。それでは、8番から11番に関してご質問、ご意見等、他にいかがでしょうか。

千葉委員 共通した項目に対する意見ですけれども、事業を巡る社会情勢、8番だと4ページの方に書かれています。ここに作付状況の表がありまして、基盤整備事業を行って調整水田が減って、大豆や大麦が栽培されて地域の農業発展に効果を上げているということですが、この調整水田というのは作付ではありませんので、こ

の部分で少し工夫してお書きになられた方がいいのではないかなと思います。農地利用率というんですか、そういうものが増えているという、そういう形で書き直した方が、効果がよりはっきり見えるのではないかなと思います。

農村整備課 調整水田という表現をしておりましたが、こちらについては見直しさせていただきます。基本的には未利用不作付地のイメージになるんですが、そういった表現を使わせてもらいますし、あとは耕地利用率ということで、ほ場整備を実施しますと通常100%を超えます。そういった表現の中で、見直していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

橋本副部長 他にいかがですか。

宮原委員 全般についての意見ですが、事業の名称ですけれども、経営体育成基盤整備事業ですが、やはり名称からはどういった事業をしているかというのが、一般の人には、まずもって分からないだろうかなと思います。先ほど県民からの意見がようやく出たということでしたが、これからもいろいろな方から意見をいただくためには、もしかするとこういった事業名を、もう少し何をしているかということが分かるような事業名で、こういった会議も含めてやっていかないとちょっと難しいかなという、これは感想ですけれども。おそらく県で決められた、そういった名前の付け方があるのかもしれないのですが、ご配慮いただければと思います。

農村整備課 確かに堅苦しい名前ですが、こちらについては国の補助事業名ということで、そのまま事業名として記載させていただいておりますが、やはり水田を整備するというところをもっと分かりやすく伝えるということで、表現に工夫したいと思います。

橋本副部長 その他いかがでしょうか。

伊藤委員 実はこの事業番号10、蛇沼向地区に我が家の水田も少し含まれていまして、そこはちょうど説明にもありましたように、東松島市、石巻市、美里町と入り作が多い地区でして、しかも10a区画で、湿田も多く、大型機械も作業効率が非常に悪いところになります。これをほ場整備をしていただいたおかげで、農地集積も可能になりましたし、先ほどから麦や大豆の話が出てきましたけれども、この事業着工前の事前転作で麦を栽培したんですが、非常に悪かったんです。しかし、ほ場整備で暗渠排水と客土を実施することによりまして、今年大豆を作付けしたのですが、今のところ生育状況が非常に良いです。未整備の田は、ほとんどこの蛇沼向地区だけで、あとは全部ほ場整備が終わったところに水田を持っていましたので、早く実施しないかなといつも思っていました。その中に120a、1町2反ほど持っていたんですが、4aほど次の段階に残ってしまったんです。それで、早く実施していただきたいという思いがあります。実施していただく前は、入り作ということもあって、道路から外れたところだと中走りといってよその土地を借りていかないと行けない所もありました。ほ場整備をすることによって、効率も非常に良くなるし、良いことだらけなので、早く全部実施してほしいと思いま

す。

橋本副部長 他にいかがでしょうか。

それでは、私からお伺いしたいのですが、このほ場整備事業全般で、全件ではないのですけれども、全体として何10%という大幅なコストが削減になっていまして、費用対効果にすればもちろん全体としては上がっていると。ただ、全体的な数字で見ると、やはり効果の方も費用が減った分、分ではないのですが落ちてはいるのかなと読み取れたのですが。ということは、当初の全体の計画というのが、やはり少し縮小になっていると見てよろしいのでしょうか。予算的なことがありますので、それは仕方がないのですが、そのあたりご説明いただければと思います。

農村整備課 コスト削減の概念ですけれども、コスト削減につきましては整備する水準、そういうものは確保しつつ、可能な限り規格等の見直しを図るということをごさいます。決してコスト削減を図ったことによって整備水準を下げるということを目的としているものではございません。ですので、蛇沼向地区、事業番号10番になりますけれども、7ページ、コスト削減の方に載せさせていただいておりますけれども、基本的には同じ機能を確保した中で道路の高さを一部見直したり幅を見直したり、あと構造の敷き砂利の厚さなりを若干見直したりということと、できる限り水準は落とさないということと、限りなく現場内のもので再利用を図るとか、そういった、決して地元の方々が将来維持管理で困るようなものでやっているわけではないということをごさいます。

あとは効果の面ですけれども、これについては先ほど伊藤委員からも事業の効果ということで直接蛇沼向地区のお話をいただきましたけれども、やはり当初はもっと耕地の高度利用ということで、例えば作物生産であれば2年3作体系ということで、水田をつくった後、裏作で麦、大豆ということで、効率的にもっと生産性を高めようということで計画しておりますが、やはり麦価の低迷等でなかなかそういった体系まで移行できていない部分等もありまして、農業生産効果等については減少していると、作付体系を変えたといったことで減額になっているというものもごさいます。

ちょっとお答えになっているかどうかなんですけれども、そういったことでできる限り関係農家の方々にはご迷惑かけないようにコストを削減しているということでご理解いただきたいと思います。

橋本副部長 分かりました。では一つ具体的に、例えば事業番号9番の7ページのコスト削減計画のところですが、排水路工では配置計画の見直しを行い、水路規格の縮小を図ったとあるのですが、これは実質的な効果はほぼ同じであると、先ほどのご説明のように考えてよろしいわけでしょうか。

農村整備課 これにつきましては、排水路につきましては農家の方々が直接土砂払い等維持管理をされるという中で、当初計画時点では最小断面が50cm×50cmの水路を設置しようということで考えておりましたが、同じ水路でも下流部ではなくて最上流部につきましては、例えば流れる水の量も少ないし、極端な話スコップが入れば

いいくらいの大きさだということで、30cm×30cmということで、そういった寸法の見直し、だけれども維持管理上は、若干が入るのは大変なだけけれども維持管理はできますよということで、そういったものがこういった規格の見直しとか、そういった表現になっております。

橋本副部長 分かりました。ありがとうございます。
よろしいですか。はい、どうぞ。

風間委員 すみません、細かいことですが、9番の5ページ、表2になります。上のところで認定農業者数は28%達成と書いてあるのですが、下の表では100%になっています。これはどうですか。細かくてすみません。

農村整備課 申し訳ございません。こちらについて、28%は間違いで、100%ということで達成しているということでございます。こちらの28%という表現が間違っております。

橋本副部長 修正についてよろしく願いいたします。
他にいかがでしょうか。
これも細かいのですが、9番の8ページ、費用対効果のところの着手時の総合耐用年数ですが、これは現在と同じ41年で間違いはないのでしょうか。他は排水路が40年から30年になったという説明は右側にあるのですが、その影響はないのですか。

農村整備課 おそらく水路の規格なり、延長的な動きはあるとは思いますが、そこらは加重平均しまして算出しておりますので、この地区につきましては41年で変更はなかったということでございます。

橋本副部長 分かりました。ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、若干表示の記載ミス等ございましたけれども、特段の問題点はなかったように思います。事業番号8番、9番、10番、11番、4件のこの経営体育成基盤整備事業につきまして事業継続ということでよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)
それでは、ここで一旦休憩に入らせていただきます。それでは、35分まで休憩に入らせていただきます。

〔休憩〕

橋本副部長 それでは、時間になりましたので審議を進めたいと思います。
まず、先ほど宿題になっておりました河野委員からの建設利息についての質問についてご説明をお願いしたいと思います。

農村整備課 まだ調べている最中でして、このため池の12番が終わりましたら報告をいたし

ます。

橋本副部長 はい、分かりました。
ということですので、それでは事業番号12番ため池等整備事業上沼3期地区、こちらについて説明お願いいたします。

農村整備課 それでは、ため池等整備事業上沼3期地区について説明いたします。農村整備課の廣野と申します。よろしくをお願いいたします。

施行地ですけれども、栗原市志波姫南郷地内です。9ページに位置図があります。ごらんください。伊豆沼の北部に位置しております水路を改修する工事があります。

1ページに戻っていただきたいと思います。本工事の事業目的ですが、本水路は昭和30年代に志波姫町の区画整理事業で造成されており、素堀の土側溝になっております。一時的流出量の増や法面の崩壊によりまして、排水路機能が低下しております。一部漏水する区間もありまして、越流によりまして堤防の破壊を招く恐れがあることから、改修を実施しまして災害の未然防止と農業生産性の維持、農業経営の安定を図ることを目的としております。

事業の内容ですけれども、水路工L=1,330mを実施する計画となっております。事業の内容、変更状況、要因についてですが、平成15年に工事实施のために準備しておりましたが、その地元説明、関係機関との打ち合わせの中で、伊豆沼・内沼環境保全財団から絶滅危惧種の生息に関する情報提供がありまして、それらの環境調査の実施及び環境に配慮した工法の検討を実施する必要があるため、それらの対応に期間を要し工期が延長したものです。

この絶滅危惧種についてご説明いたしますが、環境省のレッドデータブック、宮城県のレッドデータリストにおいて認定されております。コイ科で、寿命が約3年程度の淡水魚となっております。これについては、魚とともに産卵の場所となりますイシガイも生息場所になっているというところがあります。

事業費についてですが、事業費については事業着手当時3.4億円、再評価時に3.4億円ということで変動は0%となっております。2ページをお開きください。事業費の変更状況とその要因についてですが、今回、先ほど申しましたとおり絶滅危惧種が確認されたということにより、環境調査や配慮または工法検討に要する費用が増額となっております。この部分が測量及び試験費のところ0.4億円の増ということになっております。あと、水路工事につきましては平成14年度、15年度と実施しております。それに伴う請負差金の減、あと物価変動による減ということで0.4億円の減額となっております。トータルで変動はゼロということになっております。

事業の進捗状況ですが、事業着手が平成13年から実施しております。事業変動は事業停滞年数が3年ありまして、これは先ほど言ったとおり絶滅危惧種が確認されたことにより調査期間等々によりまして事業が3年間ちょっと休止しておりました。事業工期延伸度につきましては、6分の13ということで2.17という数値になっております。

3ページをお願いいたします。進捗率についてですが、平成22年度まで事業費1.2億円を実施しております。進捗率で35.3%となっております。事業工程乖離度

ですが、マイナスの41.6%となっております。

次に、事業進捗状況についてですけれども、実施済み延長が394m、事業延長ベースで約30%の進捗となっております。これは平成14、15年度で実施しております。平成15年に絶滅危惧種が確認されたことによりまして、平成16年度以降は環境調査及び環境に配慮した工法の検討を行ってまいりました。関係機関・団体、地元との調整を継続して実施してきているところです。

その結果、平成21年度に、生息環境の変化をできるだけ軽減するための水路底を現況のまま保持し護岸をする工法をとることで、環境団体等との工法的な基本的な合意を得ております。

11ページの標準図をごらんください。標準断面図としまして、施工済み区間は上の方に書いておりますとおり、コンクリート二次製品で、3面コンクリート張りとしておりました。今回これから実施する区間につきましては、下段に示したとおり現況の水路底を残すということで、波線で表してはありますが、その部分には手をかけないという工法をとるためにH鋼とコンクリートパネルを使用しました水路護岸工法をとることで検討しております。先ほども話しましたとおり、絶滅危惧種については先ほどの貝の生息が産卵場所になっておりまして、この貝が生息できないと絶滅危惧種が生息できないということで、水路底にその貝が生息するということがありまして、水路底を残す形の工法をとっております。

3ページにお戻りください。今後の進捗の見込みですが、平成22年度、今年度に工法等の詳細検討を実施しまして、平成23年度から工事を着手したいと考えております。平成25年度までに完了する予定で今後進めてまいりたいと考えております。

施設管理の予定、管理状況についてですが、施設の管理につきましては栗原市が管理することになっております。事業完了後は市に財産も譲与する予定となっております。

4ページをお願いいたします。上位計画については、市の農業振興計画等に基づくもので実施しております。

事業における社会的情勢等につきましては、本地域については米作中心の地域でありまして、兼業化、高齢化が進む中、維持管理等の軽減が望まれており、早期の事業実施が望まれているところであります。地元の情勢、地元の意見等についてもこの事業を早期に完成したいという意見であります。

5ページになりますけれども、事業の効果ですが、全体延長1,330mのうち390mが施工済みとなっております。想定される事業効果については、維持管理の軽減と水管理の合理化等が図られるというふうに考えております。

あと関連事業の概要、進捗状況ですが、この事業については上沼2期地区と合わせて経済効果を算定しております。上沼2期地区については平成9年から12年度で完了しております。

代替案との比較検討であります。代替案については現況水路を移設するということが考えられます。現在のところから山手側と水田側に移す2案が考えられますが、どちらも事業費の増が伴うということと、現況の水路が絶滅危惧種が生息しているということで、現況水路への用水確保も必要になることから、現況の水路の整備しかないという判断をしております。

コスト縮減についてですが、造成します堤塘になります管理道路の敷き砂利工

に再生骨材を利用しまして実施する計画となっております。

6 ページをお開きください。費用対効果についてですが、全体の費用便益比が1.09となっております。残事業B/Cの効果上限が3.20、効果下限が1.43となっております。効果の便益項目については、維持管理費節減効果と災害防止効果を見込んでおります。事業計画時との違い、要因については、維持管理費節減効果については維持管理費の見直し及び災害防止効果については減産防止額、米の減産額の単価ですけれども、その見直しによるものです。

7 ページ、お願いいたします。地域指定状況等ですけれども、栗原市の田園環境整備マスタープランにおいて本地区は環境配慮区域に指定されております。

影響と対策についてですけれども、先ほど申しましたとおり、絶滅危惧種がおりますので、その環境を保全するということで水路底を残した形の施工をするという対策と、あと使用建設機械については環境への負荷を軽減する建設機械の使用ということで計画しております。

説明については以上です。

橋本副部長 ありがとうございます。

それでは、事業番号12番のただいまの説明についてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

山本委員 ちょっと話がずれてしまうかもしれないのですが、絶滅危惧種保全の取り組みは非常に素晴らしいことだと思っております。宮城県内では他にも土地改良区さんで絶滅危惧種の保護をやっているところがあるということを知っています。こうしたほ場整備以外の分野でもいろいろ問題になってはいますが、地元の農家の方とか、行政だとか、あるいは環境保全団体の方たちがどういうふうに関心を持って具体的に事業を進めていくかという話は、農業農村整備に限らず、林業関係の中でもかなり問題になるので、その辺りの仕組み、どういうふうに関心を持って今この工場の合意形成に至ったかというあたりを教えてくださいたいと思います。

農村整備課 平成15年に確認されたのを契機に、地元の方々、行政、市、県、あと先ほど言った伊豆沼・内沼環境保全財団を交えまして勉強会、現地調査、生息調査等を合同で行うというような形をとりまして、保全への意識向上を図っておりました。協議会的なものについては組織化しておりませんでした。

橋本副部長 よろしいですか。

山本委員 続けてですが、3 ページを見る限りでは、こういう工法にしますということで合意形成に至ったということですが、すべての関係者の方から、どのような形で集約されたのでしょうか。

農村整備課 先ほど申しましたとおり、地元と行政、あと財団と打合会を開いているわけですから、工法については財団の方から指導等いただいております。それで、この工法についても先ほどの貝の生息がまず重要だということで、水路底には手

をかけない工法をとりましょうということでもとまりました。

地元についても、ここの護岸については要望が高くて、維持管理の軽減、また安定的な営農をするためにも水路改修が必要だということから、底は残しても護岸の保護をする工法で実施したいということで了解を得ています。

橋本副部長 他にいかがでしょうか。

宮原委員 2ページの事業費の変更状況とその要因の箇所ですが、今回そういった在来魚の保護をするために水路をコンクリートですべて覆ってしまうものから工法を変えたわけですよね。例えば、それに関わる水路工の費用については、変動は生じないのですか。

農村整備課 3面装工のコンクリート水路から両側の護岸だけをする工法に変わったわけですが、少し精度が粗い概算事業費を算出しておりまして、今の時点では工事費的にはさほど増減はないだろうということで想定しております。

宮原委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

橋本副部長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に問題なしということで、この件につきまして事業継続妥当ということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、先ほどの建設利息について準備はよろしいでしょうか。

農村整備課 建設利息率のご説明をしたいと思います。委員の皆様のお手元に土地改良の経済効果という、農林水産省のマニュアルのコピーをお配りしました。表紙を開いていただきまして、今回の効果算定手法ですが、この表の中ほどに「還元率×(1+建設利息率)」ということを書いてあります。それで、こちらにつきましては具体的には算式は図式のとおりであるということを書いてありまして、「 $1+a \times K \times i \times T$ 」ということ、こちらの率で妥当投資額を出す際に割り返すという形になりますので、基本的には効果自体は1プラスの形になりますので低くは出ると。

その背景ですけれども、3枚目になりますが、農業農村整備事業の場合は実際に事業を実施する際に農家の皆さんの負担があるということで、建設利息の算出ということで、こちらにありますとおり農家の皆さんの負担率、利子率、あとはTということで事業ごとに効果が発現するための標準的な年数が設定されておりまして、先ほどご説明しましたほ場整備事業につきましては5年ということになっておりまして、こちらの算式で建設利息の部分を割り引くという形でマニュアルの方で定められております。

ですので、事業着手から一部効果が発現するまでの年数、それに合わせて効果を割り引くという手法を効果算定でとっているということになります。

河野委員　なぜこういう計算をしているかということはよく分かりました。関連して質問ですが、今回の事業は農家の方が25%負担をしているのですか。

農村整備課　今回の経営体事業の場合ですと、農家の負担については10%になります。

河野委員　なるほど、分かりました。あと、理論的に言っておくと、農家の方が支払っても国が支払っても費用は費用なので、農家の方が払うから割引率を何か操作するとか、そういうことは普通はやらないので、ちょっと指摘しておきたいと思いません。

橋本副部長　今の件に関しまして他にご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。
それでは、次に移らせていただきます。次に、議事（4）の報告に移ります。
前回、第1回部会で事業番号6北上川下流流域下水道事業について追加報告をお願いしておりましたので、説明をお願いいたします。

下水道課　それでは、前回の6月7日開催の際にご審議いただきました北上川下流流域下水道事業につきまして、本日追加資料3の方でご説明させていただきたいと思えます。

まず、追加資料の1番、北上川下流流域下水道費用効果分析につきましてご説明いたします。1枚めくっていただきまして、（1）下水道事業の再評価に当たっての評価手法についてでございますが、これは国土交通省から通知で費用効果分析の実施については「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）平成18年11月日本下水道協会」に準拠すると示されております。従いまして、今回もこれを利用させていただきました。

（2）の市場価格アプローチ、代替（回復）費用法を選定した理由でございます。マニュアルでは代替費用法とCVM、仮想金銭化法の適用が提示されておりますが、代替費用法は下水道事業の費用効果分析に採用されている事例が多く、効果の定量化が明確で分かりやすくなっております。また、本流域下水道関連の石巻市におきましても、公共下水道の費用効果分析に同じ代替費用法を採用しております。さらに、平成20年度に行いました仙塩、阿武隈下流、吉田川、鳴瀬川、この4流域の下水道事業におきましてもこの代替費用法を採用しております。比較のためにも分析手法の整合を図る必要があると考えております。

それから、（3）ヘドニック価格法を使用しない理由でございます。これは、下水道事業において採用事例が少ないことから、信頼性の面で課題を有していると考えております。さらに、ヘドニック価格法は都市地域で有効な手法でございます。本流域のような未整備区域は非常に人口密度が少ない集落が中心でございます。このようなことから、この方法の特性に沿っていないのではないかと考えております。

（4）便益の算定で使用する単価でございます。これは基本的にはマニュアルに掲載されております単価を使用しております。また、便益の精度を上げるために、浄化槽の設置費、汚泥処理施設維持管理費につきましては、石巻市が平成20年度に実施いたしました調査により決定いたしました単価を採用しております。用地単価につきましては、公示地価の平均を使用しております。

便益の算定につきましては別添の表、A3の表をごらんいただきたいなと思っております。

続きまして、次ページ、表の後ろのページでございます。事業費の変更状況とその要因の訂正についてご説明させていただきます。前回、委員の方からのご指摘を受けまして、表中の赤字で書いておりまして見え消ししておりますが、その部分を削除させていただきます。

下水道課の説明につきましては以上でございます。

橋本副部長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

河野委員 市場価格アプローチ、代替費用法を選定して、ヘドニック価格法は使わないとのことですが、あとCVMは使わないという理由はここにはないのですが、私にメールをいただきましてCVMについても適用事例がほとんどないということから使わないということでしたね。なんです、いただいたマニュアルを見てみると、CVMの調査で便所の水洗化による居住環境の向上に対する1世帯当たりの支払い意思額として23万円から24万円程度、3回アンケートをやってかなり安定した値があるんです。この値で計算すると、今やられている計算よりも支払い意思額が高くなるんです。恐らく少なくとも今やっている代替費用法は論理的におかしなことをやっていますので、論理的に正しいのはCVMですので、同じマニュアルにあるCVMを使うという方法は一応私はあると思うんですが、今回CVMを使わなかった理由というのは他に何かありますか。

下水道課 今説明申し上げましたとおり、確かに河野委員がおっしゃるとおり実際にマニュアルには載っておりますが、このマニュアルの52ページでございますけれども、ここの例としましては単独公共を主にやっておりますので、その部分で我々県がやっている事業というのが流域下水道といまして単独公共下水道を束ねたものということを考えまして、ちょっとその辺で使用しなかったということもございます。

それで、比較的流域下水道の便益の方につきましては代替費用法の方を多く使われているということもございまして、そちらの方を使用したということもございます。

河野委員 代替費用法はいろいろなマニュアルで書かれていますが、間違った形で使われており、なくなる方向にあります。今回やられている中にも正しいやり方もありまして、例えばこの大きな表の中で便所の水洗化ということで浄化槽の建設費とか浄化槽維持管理費、これに関しては、この浄化槽設備を付けたい人が自ら進んでお金を払っているわけですね。なので、これは支払い意思額に相当するものなんです。

ところが、この上の水路を埋める建設費とか、それからおそらく汚泥処理の施設建設費、これなんかは公共団体がやるものですよね。なので、これは市場価格がないんです。公共団体が自らやるんで、その値段は幾らでも高くなりますよね。場合によっては、これは支払い意思額とは全く関係ないので、やっていること自

身が論理的におかしいんです。

なので、本来はやはり論理的なものに基づいて、CVMの方が値は確かに振れる場合もあるんですが、この間違っただけの代替費用法の使い方よりははるかにましだということ、コストベネフィットの立場からいえば言えるんです。

ということで、少なくともこのマニュアルをつくっているところに、宮城県から指摘するとか、そういうことを今後していただきたいと思います。私は思います。

下水道課 分かりました。今河野先生の方からご指摘のありました件につきましては、我々も日本下水道協会の会員になっておりますので、私もその会合に出る機会もございます。その際にお話をしたいと考えております。

ただ、今のところは、言い訳するわけではないんですけれども、これまでも先ほど申し上げましたように宮城県7流域のうち4流域で前回やらせていただきまして、同じ手法でやらせていただきまして、今回北上川でも同じ手法をとったということになります。今後の事業の評価、また他にも出てまいりますので、その際にはどちらがいいのか国の方なんかとも話をしながらちょっと考えていきたいなと思います。

ちなみに、先生からご指摘がありましたので、CVMで簡易的に大ざっぱに計算はしておりますが、ちょっと正確な数字でないで数字までは申し上げられませんが、CVM法による方が若干便益が高くなるように出ております。0.1ぐらいですか、高くなるようでした。

河野委員 過去の方法も比較できるという意義はもちろんあるんでしょうけれども、過去の方法の方法論が間違っていたら、それは比較しても全く意味がないので、やはり方法論的に間違っているものはどんどん変えていくべきだというふうに思います。

下水道課 ご指摘を伺いましたので、今後の参考にさせていただきたいと思います。

橋本副部長 よろしいですか。

今、費用効果分析手法について河野委員からのご意見ありましたが、事業継続ということに関しては、それはいかがでしょうか。

河野委員 これはCVMで計算したんですよね。私も計算してみたところ、高く出るんです。なので、特に事業の継続については問題ないと思います。ただ、方法論的には間違いなので、それを記載したものを世の中に出すというのは、実はあまり良くないと私は思います。

橋本副部長 分析手法については、また今後の検討をお願いしたいと思います。

下水道課長 はい、分かりました。

橋本副部長 その他いかがでしょうか。

それでは、本事業につきまして事業継続妥当ということですのでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

橋本副部長 それでは最後になりますが、議事（５）現地調査についてに移ります。始めに事務局から説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 それでは、現地調査の概要についてご説明いたします。資料４、公共事業評価部会現地調査の実施について（案）をご覧ください。まず、説明が前後しますが、４の現地調査の目的でございますが、既にご承知のとおり、現地において事業目的や事業内容、進捗状況、地理的条件などについて把握いただくために実施するものでございます。この後、今年度の現地調査の実施の有無をはじめ、実施する場合の調査箇所を選定について、委員の皆様にご協議いただくこととなりますが、実施の場合の日時としましては、１の実施予定日時にありますように、９月６日（月）午前１０時から午後５時を予定しております。次に、調査対象事業でございますが、基本的には、詳細審議選定事業がある場合には、詳細審議選定事業を中心に３事業程度を選定することとしております。しかしながら、例年、審議状況に関わらず、概略審議で終了した事業につきましても、委員の皆様のご希望があれば調査箇所として選定し、現地調査を実施しております。また、現地への移動手段としましては、マイクロバスを事務局で手配いたしますので、委員の皆様には、県庁にご集合いただき、一緒に移動することを考えております。なお、参考までに過去３箇年の実施状況につきましては、平成１９年度は大崎地域及び仙台地域湾岸部、平成２０年度は仙南地域において実施しております。昨年度は石巻地域及び仙台地域を予定しておりましたが、残念ながら台風の影響により中止となりました。

以上、簡単ですが、現地調査の概要についてご説明いたしました。説明は以上でございます。

橋本副部長 ただいまの説明のとおり、現地調査は９月６日月曜日に実施予定としておりますが、実施の有無、実施する場合の調査箇所のご希望をお聞きしたいと思います。まず、実施の有無について確認いたしますが、基本的に実施する方向で検討したいと思っておりますが、委員の皆様はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは実施の方向で検討したいと思います。

それでは、実際にご希望の箇所がありましたら挙げてください。３事業程度とはなっておりますが、事務局の調整も入りますので、ご希望があれば遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

行政評価班 調書ファイルに位置図を綴じ込んでありますので、参考としていただければと思います。

千葉委員 北上川下流流域下水道事業と経営体育成基盤整備事業の蛇沼向地区を希望します。２つが近いこともありますので。

橋本副部長 事業番号６と１０というご希望が出ました。他にいかがでしょうか。

宮原委員 今回、パブリックコメントが出ています事業番号2番、初原道路改良事業と、海岸部の事業についてもできればと思ひまして、5番の事業を希望します。

橋本副部長 ただいま6番、10番、2番、5番という希望が出ておりますが、他にございませんか。よろしいですか。それでは、希望通りとなるかは分かりませんが、事務局に調整をお願いしたいと思います。後日、行程などは事務局から通知していただくということによろしいでしょうか。

企画・評価専門監 それでは、事務局の方で部会長とも調整させていただきまして、その後、委員の皆様にご回答いたします。

橋本副部長 よろしくお願ひします。

それでは、本日の審議内容につきましては、事務局を通して林山部会長に報告した上で、特に問題がなければ全事業継続妥当の方向で進めて参りたいと思ひます。以上で、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。

司 会 委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。続きまして、次第3のその他になりますが、今後の部会日程につきまして、ご連絡申し上げます。ただいまお配りした資料をご覧いただきたいと思ひます。本日の審議をもちまして、対象事業全ての概略審議が終了いたしましたので、概略審議予備日の8月9日でございますが、この日は部会の開催はいたしませんのでご了承願ひます。また、現地調査につきましては本日の部会にて実施することが決定しましたので、日程案のとおり9月6日月曜日に開催いたします。詳細につきましては、後日文書でご案内させていただきます。なお、現地調査後の第3回部会につきましては、9月14日を予定しておりましたが、詳細審議選定事業がございませんので、部会は開催いたしません。従ひまして、10月18日を第3回部会として開催いたしますのでご了承願ひます。

事務局からは以上ですが、委員の皆様からご質問などございませんでしょうか。

小野寺委員 11月以降にも部会の開催が予定されていますが、午前中の開催だとここまで来るのが遠くて大変なので、できれば今日のように午後の開催となるよう、配慮いただければと思ひます。

司 会 必ずということではありませんが、考慮の上、調整させていただきたいと思ひます。その他ご質問などございませんでしょうか。

企画・評価専門監 事務局からになりますが、本日、結果的に林山部会長が欠席ということになりましたので、責任をもちまして事務局から本日の審議内容を部会長にお伝えいたします。部会長からご意見などがございましたら、委員の皆様にもお知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。

司 会 それでは、以上をもちまして平成22年度第2回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。本日はありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 河野 達 仁

議事録署名人 千 葉 克 己